

小 論 文

(問 題)

2023 年度

注 意 事 項

1. 問題冊子、解答用紙は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は2～4頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名を記入してください。受験番号は正確に間違いに記入してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
6. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
7. 試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ってください。
8. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
9. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

下記の〔課題文 1〕および〔課題文 2〕を読んで、次の 3 つの問題に答えなさい。

＊この問題は、あなたの問題解決能力、論理的思考力および文章表現力を確認するためのものであり、法学的知識を問うことをねらいとするものではありません。また、法的に「正しい」結論を出すことができるか否かにより、評価するものではありません。

- (1) 〔課題文 1〕下線 1 の 2 つの例は、それぞれどのような意味で失敗情報の「急激な減衰化」の例、失敗情報の「歪曲化」の例なのか。また、これら 2 つの例について、失敗学はどのようにして下線 2 の衝動を抑止して、要因と結果をつなぐカラクリを浮かび上がらせることになるのか。筆者の考えに即して具体的に述べなさい（解答用紙上端の頁番号 1 を使用すること）。
- (2) 〔課題文 1〕下線 3 において筆者はいかなる点で「失敗学の勘所」と「歴史学の目指すところ」とが「同じ」だと述べているのか。それぞれについて具体例を用いて（必要に応じて〔課題文 1〕に挙げられていない例も用いて）説明しなさい。その上で、失敗学と歴史学がなすべきことが何かを、筆者の考えに即して述べなさい（解答用紙上端の頁番号 2 を使用すること）。
- (3) 〔課題文 2〕は、ハンセン病の患者・元患者らが国を被告として損害賠償を求めた訴訟の判決文の抜粋である。〔課題文 2〕の事例において原因究明と責任追及の関係をどのようにとらえるべきか、および私たちがなすべきことは何かについて、「私たち」を定義した上で、あなたの考えを述べなさい（解答用紙上端の頁番号 3 以下を使用すること）。

〔課題文 1〕

新聞各紙は、2011 年 6 月 7 日午前、東京電力福島第一原子力発電所の事故原因解明や安全規制の在り方を検討する事故調査・検証委員会の初会合が開かれたと報じた。委員長が畑村洋太郎氏だと聞いて、少しだけ明るい気分になった。

氏が「原因究明を優先するため責任追及はしない」と語ったことで、早くも不安を抱いた方もいるかもしれない。たしかに、氏が語ったという、原因究明と責任追及の関係については、少し説明が要るだろう。

畑村氏は知る人ぞ知る「失敗学」の創始者で、科学技術分野における主要な失敗の事例を系統的に分析してきた第一人者である。手近なパソコンで一度、お暇な折に「畑村洋太郎のすすめ畑村創造工学研究所」で検索してみてほしい。そこに載っている「失敗知識データベース」は、知りたい人が知りたい時に、知りたい中身を、ほしいかたちで利用できるように工夫されていて、圧巻だ。

畑村氏の考え方の基本は『図解雑学失敗学』（ナツメ社）などからも知ることができる。本書の刊行は 2006 年。多くの人々が命を落とすような重大な事故を起こしてしまった時、人は誰でも二度とこのような大惨事を起こさないと誓うだろう。だが、事故は繰り返される。その構造的要因について畑村氏は、失敗情報の「知識化」が、極めてまれにしかなされてこなかった点に求めた。

失敗の知識化とはそれほどに難しいものなのだろうか。答えはイエス。2006 年に刊行された本書の中で、下線 1 失敗情報の「急激な減衰化」の例として岩手県宮古市姉吉の津波石碑が、失敗情報の「歪

曲化」の例としてチェルノブイリ原発事故が挙げられているのを見れば、誰しも背筋に冷たいものが走るのではないか。

減衰化とは聞き慣れない言葉だろう。明治や昭和に何度も大津波被害を受けた三陸における津波石碑は、本来であれば貴重な失敗情報だった。だが「此处より下に家を建てるな」との石碑の戒めも、減衰化を免れなかった。祖父母から孫まで世代が隔たれば、情報伝達という点で減衰化は免れられなくなる。

次にチェルノブイリを例とした、失敗情報の歪曲化を見ておこう。1986 年 4 月に起こった事故の原因についてソ連政府は、運転員の規則違反だと説明した。真の原因は、規則違反に加え、原子炉そのものの構造的欠陥にあったが、西側諸国は自国内での反原発運動の激化を恐れ、運転員の規則違反によるソ連側説明を黙って受け入れた。まさに畑村氏が卓抜に表現するように、失敗の原因は「変わったがる」のである。

急速に減衰化し歪曲化されやすい性質をもつ失敗情報。まことに気難しい性質に生まれついた、この失敗情報を知識化するには、失敗の事象・経過・原因・対処・総括まで、脈絡をつけて記述することが特に重要となる。そのため、第三者は当事者から情報を聞き出す時、細心の注意を払わねばならない。

それは当事者へおもねることを意味しない。いったん失敗情報が知識化され、客観的な脈絡ある図が描ければ、第三者は矛盾点を発見でき、当事者が意図的あるいは無意識に隠蔽した点をも逐次発見できるようになる。原因究明と責任追及に関する冒頭の発言には背景があるのだ。

さて、ここまで読んでこられた方の中には、未曾有の大地震と大津波、またそれらがもたらしたチェルノブイリ級の原発事故を「失敗」という言葉で呼ぶのはおかしいと感じた方も多いのではないかな。人間が万単位で亡くなる大惨事を、失敗という、いささか軽く響く単語でくくるのは、むごい。だがまずは、畑村氏の言う失敗の定義に耳を傾けていただきたい。氏は「失敗」を「人間関わったひとつの行為が、望ましくない、あるいは期待しないものになること」と定義する。

ポイントは、人間の関わりという点と、望ましくない結果、の二つ。ごく緩やかに定義することで、かえって、自然の猛威という大前提と、ただでさえ制御が難しい巨大システムの存在が前景に見えてくるのではないかな。我々に見えるのは常に結果だけだ。だから、下線2 わかりやすい原因を早々と見つけて溜飲を下げたい衝動にかられる。だが、自然の猛威がそのまま入力された結果、今回のような事態が出力されたとは誰も思わないだろう。そこには人間の関与と、入力と出力をつなぐ仕組みやカラクリがあったはずなのだ。要因と結果をつなぐカラクリ。それを浮かび上がらせる失敗学は、タフで優れた手法だといえるだろう。

原因究明の前には責任追及も後回しにされるゆえんを説明してきた。それは、最も有効に知識化しよう情報を取り出すためだった。だが、いま一つ別の理由もある。それは、当事者が、どのようなことを考え、どのような気持ちでそのような行動をとったのかという、当事者の側に立った主観的な情報を取る必要があるからだ。主観的な情報こそが、実のところ将来起こりうる事故や失敗を未然に防ぐワクチンとなりうる。下線3 失敗学の勘所は、実のところ歴史学の目指すところと同じだ。心からのエールを送る。

(2011 年 6 月 12 日)

【出典】

加藤陽子「失敗情報の『知識化』こそが、事故や失敗を未然に防ぐワクチン」『この国のかたちを見つめ直す』（毎日新聞出版、2021 年）81 頁より。

〔課題文 2〕

「以上の〔認定事実の〕とおりであって、遅くとも昭和 35 年以降においては、すべての入所者及びハンセン病患者について隔離の必要性が失われたというべきであるから、厚生省としては、その時点において、新法〔1953 年に制定され 1996 年に廃止されたい予防法〕の改廃に向けた諸手続を進めることを含む隔離政策の抜本的な変換をする必要があったというべきである。そして、厚生省としては、少なくとも、すべての入所者に対し、自由に退所できることを明らかにする相当な措置を採るべきであった。のみならず、ハンセン病の治療が受けられる療養所以外の医療機関が極めて限られており、特に、入院治療が可能であったのは京都大学だけという医療体制の下で、入院治療を必要とする患者は、事実上、療養所に入所せざるを得ず、また、療養所にとどまらざるを得ない状況に置かれていたのであるが（前記…〔認定事実〕…）、これは、抗ハンセン病薬が保険診療で正規に使用できる医薬品に含まれていなかったことなどの制度的欠陥によるところが大きかったのであるから、厚生省としては、このような療養所外でのハンセン病医療を妨げる制度的欠陥を取り除くための相当な措置を採るべきであった。さらに、従前のハンセン病政策が、新法が存在ともあいまって、ハンセン病患者及び元患者に対する差別・偏見の作出・助長に大きな役割を果たしたことは、前記…〔認定事実〕…のとおりであり、このような先行的な事実関係の下で、社会に存在する差別・偏見がハンセン病患者及び元患者に多大な苦痛を与え続け、入所者の社会復帰を妨げる大きな要因にもなっていること、また、その差別・偏見は、伝染のおそれがある患者を隔離するという政策を標榜し続ける以上、根本的には解消されないものであることにかんがみれば、厚生省としては、入所者を自由に退所させても公衆衛生上問題とならないことを社会一般に認識可能な形で明らかにするなど、社会内の差別・偏見を除去するための相当な措置を採るべきであったというべきである」。

【出典】

熊本地方裁判所 2001（平成 13）年 5 月 11 日判決（ハンセン病訴訟熊本地裁判決）。

〔以下余白〕

